

委員意見に対する申請者回答

意 見	回 答
<p>○ 隣接する残存中間処理場の堆積廃棄物の性状分析は行うのか。</p> <p>○ 前回の資料1の2. 水質関係、(3) 観測用井戸の位置について、④の回答で、「改めて分別し増設処分場に埋め立て・・・」となっているが、一度中間処理業者に搬出し、分別したのち、安定5品目のみを搬入して埋め立てることを明記した方がよいのではないか。</p>	<p>隣接する残存中間処理場の堆積廃棄物の性状分析を行う計画です。同廃棄物は計画施設において処分を行う計画ですが、本施設での処分物（安定5品目）以外の物質が含まれている可能性があり、現状の性状を確認しておく必要があると考えます。性状調査は「支障除去のための不法投棄現場等現地調査マニュアル(財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 2006年12月28日)」等を参考に湿ベースで組成分析を行い、市・産業廃棄物指導課に報告します。</p> <p>なお、堆積廃棄物は、上記報告の後中間処理業者の協力を得て本計画処分場に搬入可能物のみを選別し、処分を行います。</p>

○ 3月11日の既設処分場観測井No.3の計測結果が浸透水に係る下水等の検査事項やBOD、CODは基準に適合しているも、電気伝導率が高く、硬度が水道水の基準を超えていたため原因を調べるとのことであるが、今後も既設処分場、増設処分場の観測井で同様な現象が起きたとき、あるいは維持管理基準は満たしていても水道水質基準から外れる場合は原因調査を行うのか。

既設観測井No.3の水質結果等について

(1) 硬度

平成25年2月23日調査時の既設観測井No.3の硬度(CaCO₃ mg/l)460であり、3月19日に再調査を行いました。480で、ほぼ同様の結果で水道水質基準の300を上回る濃度でした。

調査結果に与えた要因としては次の通り考えます。

既設処分場では平成13年(供用開始)から平成18年(埋め立て完了)まで石膏ボード[CaSO₄・1/2H₂O(焼石膏)]が処分されており、同物質からカルシウムが溶出したものと推測します。

現地視察の折、浸透水採取設備より硫化水素臭がするとのお話がありましたが、同物質の硫酸イオン(SO₄²⁻)が自然環境中の硫酸塩還元菌の作用により硫化水素が発生したものと考えます。また、陰イオンである硫酸イオンがあれば陽イオンであるカルシウムイオンも存在していると考えます。

本事業では、石膏ボードの処分は行わないため、このような状況は起きないと考えます。

追記)

安定型最終処分場の受入品目について

・平成10年6月17日 廃掃法施行令の一部改正等 ⇒ 紙付き石膏ボードの受入禁止

付着している紙を取り除いた後の石膏については、従来どおり安定型産業廃棄物として扱うことができるとされた。

(平成10年環水企第299号)

	<ul style="list-style-type: none">・通知改正（平成 18 年環廃産発第 060601001 号） ⇒ 廃石膏ボードの受入禁止 廃石膏ボードから紙を除去した後でも、埋立処分を行った場合、高濃度の硫化水素が発生するおそれ明らかになり、廃石膏ボードから紙を除去したものについても、管理型最終処分場に埋め立てることが必要とされた。・硬度の水道水質基準について 基準値設定の根拠は、石けんの泡立ち等への影響を防止する観点から設定されており、1984 年の WHO のガイドライン値の 500 mg/l は、味覚および家庭の水使用を考慮して設定されている。 <p>(2) 電気伝導率</p> <p>平成 25 年 2 月 23 日調査時の既設観測井 No.3 の電気伝導率が、他の観測井に比べて高い原因につきましては、同箇所が処分場ほ地下水流向下流側に位置し、同処分場からの影響であると考えます。 この結果の要因としては、前述いたしましたカルシウムイオン等の影響によるものと考えます。 本事業では、石膏ボードの処分は行わないため、同値は減少するものと推測します。</p> <p>(3) 計画地周辺井戸への影響</p> <p>本事業は関連法令を遵守して、事業活動を行うため、計画地周辺井戸への影響はないものと考えます。</p>
--	--

計画地第1滞水層の地下水の流向は、地下水調査結果より地表面の傾きと調和しており、計画地の北東方向に流れていると推測され、流向は地形の高いほうから低いほうへと流れていることから、その後は北東の谷筋に沿って流動していると考えられます。(資料参照)

また、計画地周辺井戸の標高及び地形の傾斜方向からも本事業からの直接的な影響はないと考えますが、計画地周辺井戸(A、F、G)の水質については、施設供用時においても調査を実施する計画です。

(4) 地下水質の監視について

本事業では、関連法令に基づく地下水質の監視を行うとともに、周辺民家等の一般生活に支障がある項目についても関係機関等との協議の上で実施項目を選定し実施いたします。また、万が一の不測により、監視結果が通常値と異なった場合には、迅速に原因を調査し、原因となった要因の排除を行います。

○ 放射性物質に汚染された廃棄物への対策について。

放射性物質汚染対処特措法施行規則において、安定型最終処分場での埋立処分が規定されており、第 26 条第 4 項で安定型最終処分場に埋立処分できる特定廃棄物の要件を環境大臣が定めるとされています。また、同施行規則附則第 4 条において安定型最終処分場に埋立処分できる特定産業廃棄物の要件を環境大臣が定めることとされています。

[環境省告示第 169 号、同 170 号]

本事業については、搬入者より事故由来放射性物質による公共水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定産業廃棄物であることを搬入業者に義務付け、おそれのある物は搬入いたしません。

また、同法施行規則第 15 条の安定型処分場の維持管理基準を遵守いたします。

なお念の為、現場に線量計を常備し展開検査の折、確認します。